

航空法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う関係通達の制定案について

## 1. 背景

航空法施行規則の一部を改正する省令（令和 6 年国土交通省令第 75 号）により、航空法施行規則（昭和 27 年運輸省令第 56 号。以下「規則」という。）第 236 条第 1 項第 3 号が新設され、航空法（昭和 27 年法律第 231 号。以下「法」という。）第 132 条の 2 ただし書の国土交通省令で定める場合として、無人航空機の離陸場所又は着陸場所（以下「離着陸場所」という。）を管理する団体（以下「離着陸場所管理団体」という。）が、要件に該当する飛行を行うことにつき、あらかじめ国土交通大臣に届け出ている場合が規定された。改正により、上記の場合にあっては、登録を受けていない無人航空機及び登録記号の表示等の措置（法第 132 条の 5 第 2 項ただし書）が講じられていないものであっても航空の用に供することができることとなった。

これを踏まえ、離着陸場所管理団体が行う飛行の届出方法及び当該飛行を行う場合に講ずるべき措置に関する要件について定めるべく、離着陸場所管理団体の飛行届出要領の制定を行う。

## 2. 制定概要

### ○ 無人航空機の登録が不要となる離着陸場所管理団体及び飛行の要件

規則第 236 条第 1 項第 3 号の離着陸場所管理団体について無人航空機の飛行の安全を確保できるものとして国土交通大臣が定める要件及び同号イ～ニに掲げる飛行の要件は、以下のとおりとする。

#### (1) 離着陸場所管理団体の要件

- ① 航空法をはじめとした各種法令等を遵守して安全な飛行を行うことを目的として、無人航空機機体の離着陸場所を管理し、規約又は会則（以下「規約等」という。）を設けていること
- ② 当該団体に所属し無人航空機を飛行させる者（以下「構成員」という。）の情報や機体、離着陸場所を適正に管理する能力を有していること
- ③ 安全な飛行に資するためラジコン関連団体（※）との間で飛行の安全に関する情報が共有されており、ラジコン関連団体と共有している安全情報を規約等に定めていること
- ④ 構成員に対して安全管理及び規約等の遵守の徹底を図ること
- ⑤ 国土交通省航空局（以下「航空局」という。）、警察及び消防その他の関係機関からの問い合わせに適切に対応すること

※ラジコン関連団体とは、以下の要件に適合する旨の申出をし、航空局が適切と認めた団体とする。

- ・我が国におけるラジコン模型航空機文化の振興に寄与することを目的としていること
- ・(2)⑥Aの規定に適合する機体の性能要件（以下「機体仕様限界」という。）を定めていること
- ・全国的なネットワークを持ち、離着陸場所管理団体及び構成員に対して遵守すべき航空法をはじめとした各種法令、飛行ルール、機体仕様限界、安全飛行に関する周知及び指導等を継続的に行っていること
- ・離着陸場所管理団体や構成員の各種情報を適切に管理していること

## (2) 飛行の要件

- ① 娯楽を目的としたものであること
- ② 離着陸場所管理団体が管理する離着陸場所周辺の区域（以下「飛行区域」という。）において飛行するものであること。
- ③ 構成員が行うものであること
- ④ 飛行以外の機能を有しない機体であること
- ⑤ 飛行させる機体を目視により常時監視して行うものであること
- ⑥ その他の要件
  - A 飛行させる無人航空機が以下に規定する機体仕様限界に適合するものであること
    - a. 最大重量（飛行時燃料を含まず）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15 kg
    - b. 最大翼総面積（主翼・水平尾翼合計面積）・・・・・・・・・・・・ 250d m<sup>2</sup>
    - c. 最大回転翼面積（最大ローター排気面積）・・・・・・・・・・・・ 250d m<sup>2</sup>
    - d. 最大翼面荷重・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 200g/d m<sup>2</sup>
    - e. 最大ピストンエンジン合計排気量・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 125cc
    - f. 最大タービンエンジン合計推力・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15 kg
    - g. 最大無負荷動力電圧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 51V
  - B 飛行区域上空の一定の高度以下の空域（以下「飛行空域」という。）において、安全管理措置を講じていること

## ○ 届出に係る手続

離着陸場所管理団体の飛行届出は、飛行を開始する前までに、届出を管理する者が、ドローン情報基盤システム（以下「登録システム」という。）によるオンラインで手続をし、届出を行うものとする。

規則第 236 条第 7 項の規定により、登録及び登録記号の表示等の義務の適用を受けずに飛行できる期間（以下「有効期間」という。）は、届出が受理された日から起算して 3 年以内とする。

### (1) 離着陸場所管理団体の飛行の届出事項

規則第 236 条第 1 項第 3 号の規定による届出に当たっては、同条第 3 項の規定に基づき次に掲げる事項（以下「届出事項」という。）を記載した届出書を提出しなければならない。

- ① 離着陸場所管理団体の名称
- ② 離着陸場所管理団体の代表者の氏名
- ③ 離着陸場所管理団体の住所、電話番号及び電子メールアドレス
- ④ 離着陸場所の所在地
- ⑤ 飛行空域
- ⑥ 構成員の氏名、住所、電話番号及び電子メールアドレス
- ⑦ 構成員を特定するための番号
- ⑧ ラジコン関連団体から付与された離着陸場所管理団体を特定するための番号

## (2) 変更の届出

- ・届出事項を変更する場合は届出書を登録システムで提出すること。
- ・新たな有効期間は当該変更の届出が受理された日から起算して3年以内とする。

## (3) 更新の届出

- ・有効期間の更新を行う場合は当該期間の満了日までに届出書を登録システムで提出すること。
- ・新たな有効期間は当該更新の届出が受理された日から起算して3年以内とする。

## (4) 届出の抹消

- ・離着陸場所管理団体の届出を抹消しようとするときは登録システムではなく電磁的方法（電子メール）により手続を行うこと。

## ○ 飛行を行うにあたって講じる措置

### 1-1. 飛行空域において講じる安全管理措置

届出に基づく個人を一意に特定することのできるラジコン関連団体が管理及び発行する番号（以下「識別番号」という。）を表示した無人航空機（以下「対象機」という。）が飛行空域から逸脱しないことを監視し、並びに対象機及び登録原簿に登録を受け登録記号を表示した無人航空機以外の無人航空機（以下「対象外機」という。）の飛来を判別するため、次に掲げる措置を講じること。

#### (1) 無人航空機の飛行を監視するために必要な補助者の配置その他の措置

目視での監視を行う補助者を飛行空域内若しくはその周辺に配置し、以下の措置を講じること。

- ・対象機の監視及び飛行空域から逸脱しそうな場合等の操縦者への必要な助言
- ・対象外機が飛来した場合の必要に応じた操縦者への飛行中止等の指示
- ・上記の措置ができない場合や対象機と対象外機の判別が困難となった場合の補助者の指示に従った対象機の飛行の中止

#### (2) 飛行区域の範囲を明示するために必要な標識の設置その他の措置

対象機が飛行空域内において飛行していることを周囲の者が認識できるようにするため、塀、柵、縁石、土地の境界線等による飛行区域の外縁の地上への表示又は標識の設置等の措置を行うこと。

## 1-2. 規則第 236 条第 6 項に基づく措置

### (1) 無人航空機の表示

規則第 236 条第 6 項に基づき、対象機とそれ以外の無人航空機を区別するため、対象機には識別番号を物理的に機体へ表示すること。

### (2) 届出内容の携帯

届け出た飛行空域において無人航空機を飛行させる構成員は、届出事項の内容及び構成員であることを特定するためのラジコン関連団体が発行する識別番号が確認可能なものを携帯し、必要に応じそれらを提示すること。

## 1-3. 離着陸場所管理団体の代表者による管理及び確認

離着陸場所管理団体の代表者は、対象機が規則及び本要領に違反した状態とならないよう、また、飛行空域における対象機の飛行が安全に実施されるよう、管理及び確認を行わなければならない。

## ○ その他留意事項

### (1) 離着陸場所管理団体の規約等に関する事項

離着陸場所管理団体の規約等には以下の内容を定めること。

- ① 連絡体制及び緊急時の対応
- ② 飛行前及び飛行後の安全確認
- ③ 飛行中の安全確保
- ④ 離着陸場所の利用規約

### (2) 複数の離着陸場所管理団体が共同で管理する離着陸場所での飛行について

複数の離着陸場所管理団体が共同で管理する離着陸場所にあつては、当該離着陸場所の利用規約、届出の飛行空域等は、当該離着陸場所を管理する離着陸場所管理団体間で統一した内容とすること。

### (3) 他の離着陸場所管理団体が管理する飛行空域での飛行について

離着陸場所管理団体の構成員が、対象機を他の離着陸場所管理団体が管理する飛行空域において飛行させようとする場合は、飛行をさせようとする飛行空域を届け出た離着陸場所管理団体の了承を得た上で、当該離着陸場所管理団体が定める利用規約に基づく安全な飛行を行う場合に限り、本要領で定める飛行の要件に基づく飛行を行うことができる。

なお、了承を得たことを確認するため、当該飛行を行う構成員（同団体に所属する構成員が複数で利用する場合は、その利用代表者）は飛行させようとする飛行空域を届け出た離着陸場所管理団体の利用規約を携帯し、必要に応じ提示しなければならない。

### (4) 届出に必要なアカウント情報の追加又は変更等

届出に必要なアカウント情報の追加又は変更等を行う場合は登録システムではなく電磁的方法（電子メール）により手続を行うこと。

### (5) 本届出の対象外となる飛行

法第 132 条の 85 第 1 項各号に掲げる空域における飛行又は法第 132 条の 86 第 2 項各号に掲げる方法によらないに規定する承認が必要な飛行（特定飛行）を行う場合は、本届出の対象外とする。

### 3. 今後のスケジュール（予定）

施行：令和 7 年 3 月 31 日